

じん肺の経過

初めてのじん肺管理区分2の決定	年	備考
初めてのじん肺管理区分3の決定	年	

既往歴

肺結核	歳	心臓疾患	歳
胸膜炎	歳		
気管支炎	歳	その他の胸部疾患	歳
気管支拡張症	歳		
気管支喘息	歳		
肺炎	歳		

この手帳交付の直前のじん肺健診診断の結果

年 月 日

喫煙歴	なし、やめた、吸っている ()本/日×()年(~)歳
エックス線写真による検査	第1型、第2型、第3型、第4型(A、B、C)
胸部に関する臨床検査	呼吸困難(I、II、III、IV、V)、せき、たん、心臓亢進、その他() チアノーゼ、ばち状指、副肺音、その他()
肺機能検査	1秒率()%、%1秒量()%、 %肺活量()% 酸素分圧(Torr)、 第2次検査 肺動脈血酸素分圧較差(Torr)
判定	F (- + +)
かかっている合併症の名称	

じん肺の経過

初めてのじん肺管理区分2の決定	年	備考
初めてのじん肺管理区分3の決定	年	

既往歴

肺結核	歳	心臓疾患	歳
胸膜炎	歳		
気管支炎	歳	その他の胸部疾患	歳
気管支拡張症	歳		
気管支喘息	歳		
肺炎	歳		

この手帳交付の直前のじん肺健診診断の結果

年 月 日

喫煙歴	なし、やめた、吸っている ()本/日×()年(~)歳
エックス線写真による検査	第1型、第2型、第3型、第4型(A、B、C)
胸部に関する臨床検査	呼吸困難(I、II、III、IV、V)、せき、たん、心臓亢進、その他() チアノーゼ、ばち状指、副肺音、その他()
肺機能検査	1秒率()%、%肺活量()%、 V25/身長(m) () l/sec/m 第2次検査 肺動脈血酸素分圧較差(Torr)
判定	F (- + +)
かかっている合併症の名称	

改正後

(5頁以降の頁(最後の頁を除く。))

年月日	年月日	年月日
喫煙歴	なし、やめた、吸っている	なし、やめた、吸っている
エックス線写真による検査	第1型、第2型、第3型、第4型(A、B、C)	第1型、第2型、第3型、第4型(A、B、C)
胸部に関する臨床検査	自覚症状	呼吸困難(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)、せき、たん、心停止、その他()
	他覚症状	チアノーゼ、ばち状指、副雑音、その他()
肺機能検査	第一次検査	1秒率()、%1秒量()、%肺活量()
	第二次検査	酸素分圧(Torr)、肺動脈血酸素分圧(Torr)、酸素分圧(Torr)
測定	F(- + 十)	F(- + 十)
らせんCT		
肺線細胞診		
かかっている合併症の名称		
医療機関の名称及び医師氏名		

現行

(5頁以降の頁(最後の頁を除く。))

年月日	年月日	年月日
喫煙歴	なし、やめた、吸っている	なし、やめた、吸っている
エックス線写真による検査	第1型、第2型、第3型、第4型(A、B、C)	第1型、第2型、第3型、第4型(A、B、C)
胸部に関する臨床検査	自覚症状	呼吸困難(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)、せき、たん、心停止、その他()
	他覚症状	チアノーゼ、ばち状指、副雑音、その他()
肺機能検査	第一次検査	1秒率()、%1秒量()、%肺活量()、V25/身長(m)(l/sec/m)
	第二次検査	肺動脈血酸素分圧(Torr)、肺動脈血酸素分圧(Torr)
測定	F(- + 十)	F(- + 十)
らせんCT		
肺線細胞診		
かかっている合併症の名称		
医療機関の名称及び医師氏名		

新 旧 対 照 表

昭和 53 年 4 月 28 日付け基発第 250 号「改正じん肺法の施行について」

新	旧
<p>(略)</p> <p>第 1 法律関係</p> <p>1 定義 (略)</p> <p>2 じん肺健康診断(第三条関係)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) じん肺健康診断の具体的実施手法及び判定については、別途発行される「じん肺診 査ハンドブック (II の 5 の (1) 及び (4) を除く。) に記載された内容並びに平成 22 年 6 月 28 日付け基発 0628 第 6 号「じん肺 法における肺機能検査及び検査結果の判定 等について」記中第 1 の 1 及び 2 を基本と して行うこととするので、事業者及びじん 肺健康診断を行う医療機関に対し、この旨 を指導されたいこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～27 (略)</p> <p>第 2～第 4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 1 法律関係</p> <p>1 定義 (略)</p> <p>2 じん肺健康診断(第三条関係)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) じん肺健康診断の具体的実施手法及び判 定については、別途発行される「じん肺診 査ハンドブック」に記載された内容を基本 として行うこととするので、事業者及びじ ん肺健康診断を行う医療機関に対し、この 旨を指導されたいこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3～27 (略)</p> <p>第 2～第 4 (略)</p>